

第2専門部会における追加的討議事項に関する補足資料

1.食 育

食育の推進について

- ・ 食事は生活習慣病に大きく影響するが、以下のような事情を背景に、「食」をめぐる環境は悪化している。
 - 食料消費構造の変化（消費に占める米の割合の低下と畜産物・油脂の割合の上昇）
 - 食の外部化（外食率および惣菜・調理食品の使用の増加）
 - 食習慣の乱れ（朝食の欠食、不規則な食事など）

食育基本法

- ・ 2005年、食育に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的に「食育基本法」が施行される。
- ・ 2006年、同法に基づき、「食育推進基本計画」（2006～2010年）が策定された。同計画における食育推進の基本目標は以下のとおり。

食育に関心を持つ国民の割合	70%	90%
地養殖を欠食する国民の割合	子ども	4% 0%
学校給食における地場産物の使用割合	21%	30%
「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合	60%	
メタボリックシンドロームを認知している国民の割合	80%	
食育の推進に係わるボランティアの数	20%増	
教育ファームの取り組みがなされている市町村の割合	42%	60%
食品の安全性に関する基礎知識を有する国民の割合	60%	
推進計画を作成・実施している自治体の割合	都道府県 100%、市町村 50%	

（資料）厚生労働省資料等より作成

「健康大田 21」

- ・ 「健康大田 21」は、栄養・食生活と生活習慣病の深い関係を考慮し、次のような重点課題を挙げている。

適正体重を維持する区民を増やす
朝食を欠食する区民を減らす
栄養成分表示を参考にする区民を増やす

（資料）大田区資料より作成

2. たばこに関する規制

2003年、「健康増進法」施行。受動喫煙の防止が努力義務化されるとともに、厚生労働省は新しい「職場における喫煙対策のためのガイドライン」を公表した。

2005年、公衆衛生分野における初めての多数国間条約「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」(WHO Framework Convention on Tobacco Control)発効。

条約の主な内容は次のとおり。

- ・ 職場等の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な措置をとる。
- ・ たばこの包装及びラベルについて、消費者に誤解を与えるおそれのある形容的表示等を用いることによってたばこ製品の販売を促進しないことを確保し、主要な表示面の30%以上を健康警告表示に充てる。
- ・ たばこの広告、販売促進及び後援(スポンサーシップ)を禁止しまたは制限する。
- ・ たばこ製品の不法な取引をなくするため、包装に最終仕向地を示す効果的な表示を行うことを要求する。
- ・ 未成年者に対するたばこの販売を禁止するための効果的な措置をとる。
- ・ 条約の実施状況の検討及び条約の効果的な実施の促進に必要な決定等を行う締約国会議を設置する。締約国は、条約の実施について定期的な報告を締約国会議に提出する。

歩きたばこ等の禁止を導入している東京区市町村の条例は次のとおり。

条例名	施行年	罰則
安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例	2002年10月1日	2千円の過料
杉並区生活安全及び環境美化に関する条例	2003年10月1日	過料を徴収
清潔で美しい大田区をつくる条例	2004年6月1日改正	1万円以下の過料
歩行喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨ての防止に関する条例(品川区)	2003年10月1日	罰金は1千円
小金井市まちをきれいにする条例	2003年12月1日	2千円以下の過料
エコポリス板橋クリーン条例	2004年7月1日改正	1万円以下の過料
中央区歩きたばこ及びポイ捨てをなくす条例	2004年6月1日	罰則規定はなく、注意等
世田谷区ポイ捨て防止等に関する条例	2004年3月12日改正	2万円以下の過料
新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例	2005年6月20日改正	罰則規定はなく、指導など

(資料)厚生労働省資料等より作成

3. 感染症対策

羽田空港の国際化にともない、感染症に対する対策を検討する必要性が生じている。

感染症法の改正

- ・ 1999年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されたが、SARS、高病原性鳥インフルエンザ、ウエストナイル熱などの新興感染症の脅威の高まりを受けて、健康危機管理を充実・強化する必要性が高まったことから、2003年に同法を改正し、予防のための基本指針の見直しを実施した。

東京都の対応

- ・ 東京都では2003年の感染症法の改正を踏まえて、2004年に「東京都感染症予防計画」を改正。新興感染症の脅威から都民を守るために、発生予防のための事前対策、発生時の初動対応、医療提供体制、関係機関との連携協力の推進などに関する事項を整理し、感染症対策の充実・強化を図っている。

検疫所の役割

- ・ 全国の主要な海港・空港に設置された検疫所は、「検疫法」に基づき、日本に常在しない感染症（検疫感染症：エボラ出血熱、ペスト、コレラ、黄熱等）の病原体が海外から国内に侵入することを防止するため、海外からの来航者について検査等を行い、また、感染症の媒介動物である蚊やネズミなどの調査や必要に応じて駆除、消毒を行っている。
- ・ 検疫所では、年々増加する輸入食品の安全性を確保するため、「食品衛生法」に基づき、販売や営業を目的として輸入される各種の食品、食器などの器具等の輸入の届出の審査及び試験検査を行い、食品衛生法に違反する食品等の輸入防止を図っている。

（資料）厚生労働省、東京都資料より作成

4. 障がい者の人権

2007年9月、日本は国連の「障害者権利条約」に署名した。

- ・ 同条約は、「障害者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めている。
- ・ 同条約の原則は、次のとおり。

固有の尊厳、個人の自律(自ら選択する自由を含む。)及び個人の自立を尊重すること。
差別されないこと。
社会に完全かつ効果的に参加し、及び社会に受け入れられること。
人間の多様性及び人間性の一部として、障害者の差異を尊重し、及び障害者を受け入れること。
機会の均等
施設及びサービスの利用を可能にすること。
男女の平等
障害のある児童の発達しつつある能力を尊重し、及び障害のある児童がその同一性を保持する権利を尊重すること。

(資料) 外務省資料より作成

5. 障がい者の就労支援

障がい者雇用促進法

- ・ 障がい者の雇用義務等に基づく雇用促進のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障がい者の職業の安定を図ることを目的に施行。

【雇用義務制度】

- ・ 事業主に対しても障がい者雇用率に相当する人数の身体障がい者・知的障がい者の雇用を義務付け。
 - 民間企業 1.8%
 - 国、地方公共体、特殊法人等 2.1%
 - 都道府県等の教育委員会 2.0%

【納付金制度】

- ・ 障害者雇用納付金（雇用率未達成事業主）
 - 不足1人月額5万円徴収（常用雇用301人以上）
- ・ 障害者雇用調整金（雇用率達成事業主）
 - 超過1人月額2万7千円支給（常用雇用301人以上）

【職業リハビリテーション】

- ・ ハローワーク
 - 障がい者の様態に応じた職業紹介、職業支援、求人開拓
- ・ 地域障がい者職業センター（全国47か所）
 - 専門的なりハビリテーションサービスの実施
- ・ 障がい者就業・生活支援センター（全国110か所）
 - 就業・生活両面にわたる相談・支援

障がい者雇用の現状

- ・ 2007年6月現在、雇用されている障がい者の数は前年比6.7%増の約30万3千人。
- ・ 実雇用率は前年比0.03%ポイント上昇し、1.55%。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は前年比0.4%ポイント上昇し、43.8%。
- ・ ただしも中小企業の実雇用率は低い状態にあり、100～299人規模の企業の実雇用率は1.30%。

（資料）厚生労働省資料より作成